

# 平成31・32年度 諏訪市建設工事及び建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請要領

諏訪市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の委託契約についての競争入札に参加を希望する者は、市が付与する種別の入札参加資格を得る必要があります。

この度、平成31・32年度の入札参加資格の審査を行いますので以下の要領により申請をしてください。

## 1. 申請方法

諏訪市に本店、支店又は営業所等（委任先として登録するものに限る。）を有する業者：**持参**  
（提出先：諏訪市役所財政課（本庁舎3階））

上記以外の業者：**郵送**

[郵送先]

〒392-8511

長野県諏訪市高島 1-22-30

諏訪市役所 企画部 財政課 管財契約係 宛

## 2. 申請受付期間及び時間

(1) 持参の場合（**市内業者に限る。**）

受付期間：平成31年2月1日（金）～平成31年2月28日（木）

[土曜日、日曜日及び祝日を除く。]

受付時間：午前9時～正午及び午後1時～午後5時

※毎週火曜日及び木曜日の午前中は定例入札会のため入札会終了まで申請受付ができないことがあります。

(2) 郵送の場合（**市外業者**）

受付期間：平成31年2月1日（金）～平成31年2月15日（金）（**必着**）

## 3. 提出書類

「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請書類」及び「平成31・32年度建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書類」（いずれもホームページ掲載のエクセルファイル）に記載されている「提出書類一覧」とおり。なお、提出書類は**建設工事の申請の場合にあっては、ピンク色のフラットファイルに、建設コンサルタント等業務の申請の場合にあっては、黄色のフラットファイルに綴り込み**（いずれの場合も受付票、郵送連絡票及び受付票返信用封筒は綴らないでください。）の上提出してください。また、フラットファイルの**表紙及び背表紙に、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請書」又は「平成31・32年度建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」の文言及び「申請者の商号又は名称」を記入してください。**

## 4. 入札参加資格の有効期間

平成31年6月1日から平成33年5月31日までの間（翌期間において継続して登録の申請があった場合に限る。）に入札公告、指名競争入札通知又は見積提出依頼を行う入札（見積）への参加資格を付与します。

## 5. 入札参加資格審査申請に必要な要件

入札参加資格審査申請をするには、以下の全ての要件を満たしていることが必要です。

(1) 共通要件

①市税（諏訪市に事業所を有する者に限る。）、県税（長野県内に事業所を有する者に限る。）及

び国税に未納がないこと。

- ② 諏訪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年諏訪市告示第69号）別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者に該当しないこと。
- ④ 諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(2) 建設工事の入札参加資格審査申請に必要な要件

- ① 平成31年2月1日(以下「審査基準日」という。)現在において、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ② 審査基準日の直前1年間の事業年度の終了する日を審査の基準日とする法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を申請していること。
- ③ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。(上記②経営事項審査における経営規模等評価結果通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の数値欄がすべて「有」又は「除外(適用除外)」であること。また、いずれかの保険に加入する義務がない場合は、その旨を証明する書面(別紙参照)を添付すること。)
- ④ 入札参加資格審査を希望する建設工事の種類について審査基準日の直前2年間の各事業年度(個人営業者にあつては、営業年度。以下同じ。)に完成工事高があること。

(3) 建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請に必要な要件

- ① 登録する事業所(委任先がある場合には、委任先の事業所)において、建設コンサルタント等業務に係る営業年数(③の規定による登録を受けた日からの営業年数をいう。)が、審査基準日の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- ② 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種及び部門について、審査基準日の直前1年間の事業年度において業務実績(委任先がある場合には、その事業所における業務実績)があること。
- ③ 審査基準日において、入札参加資格を希望する業種及び部門において、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録(委任先がある場合については、その委任先において登録がなされていること。)、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定による登録、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定による登録又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条第1項の規定による登録を受けていること。ただし、審査基準日以降に登録を抹消している場合は申請することができません。なお、市内に本店を有する事業者に限って、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの各登録規程に登録がない場合においても入札参加資格を付与することができ、審査基準日において次に掲げる技術者を有していることが要件となります。ただし、審査基準日以降に有しなくなった場合は申請することができません。
  - (ア) 建設コンサルタントにあつては、建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)又は認定技術管理者、その他都市計画及び地方計画部門については、建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験を有している者
  - (イ) 地質調査にあつては、建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち、地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士若しくはRCCM又は地質調査業者登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験を有する者若しくは地質調査技士の資格を有している者
  - (ウ) 補償コンサルタントにあつては、補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士又は補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者若しくは補償業務管理者の資格を有している者

- ④雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。(いずれかの保険に加入する義務がない場合は、その旨を証明する書面(別紙参照)を添付すること。)

## 6. 経常建設共同企業体結成上の留意点

- (1) 構成員全員が単体で入札参加資格審査申請をしていないことが必要です。
- (2) 構成員は、同一業種について他の経常建設共同企業体の構成員となることはできません。
- (3) 構成員の数は、2社又は3社とします。
- (4) 構成員となる者の組合せは、上位区分にある者から直近二区分までに属する者とします。(例: 発注標準においてBとCの組合せは可。AとDの組合せは不可。)
- (5) 共同企業体の名称には、長い名称や建設工事名称と似通ったまぎらわしい名称は用いないでください。

## 7. 諏訪地域他市町村への申請書の一括提出について

建設工事の入札参加資格審査申請に限り、岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村へ提出する申請書類を諏訪市へ一括して提出することができます。一括提出できる者の条件は以下のとおりです。

- (1) 諏訪市内に本店、支店又は営業所等(委任先として登録を申請するものに限る。)を有する事業者であること。
- (2) 申請書を持参して提出すること。  
※提出された申請書類は、他市町村へ送付し、**該当市町村で審査します。**  
※申請書の様式は、諏訪地域6市町村共通ですが、**添付書類は各市町村により異なりますので、各市町村の申請要領等をご確認ください。**

## 8. その他の留意事項

- (1) この審査は、申請書類に基づき行うものですので申請書類の記載内容に**虚偽が確認された場合には、1ヶ月以上6ヶ月以内の入札参加停止措置又は入札参加資格の取消しの処分を行うことがあります。**
- (2) 申請書類提出前に書類の不備・不足等がないか今一度ご確認ください。
- (3) 書類に不備等がある場合は、受付できない場合があります。
- (4) 物品購入及びリース契約に係る入札参加資格審査の窓口は会計課(内線158)となりますのでご注意ください。

## 9. 問合せ先

諏訪市役所 企画部 財政課 管財契約係  
TEL : 0266-52-4141 (内線 315・314・313)  
FAX : 0266-57-0660